

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

角田丸森地区受益面積精査及び経済効果算定（その2）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

# 第1章 総則

(適用範囲)

## 第1-1条

令和8年度国営土地改良事業地区調査角田丸森地区受益面積精査及び経済効果算定(その2)業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

## 第1-2条

本業務は、国営土地改良事業地区調査「角田丸森地区」の調査地域において、受益面積の精査及び経済効果算定を行うものである。

(場所)

## 第1-3条

本業務において対象とする地域は、宮城県角田市及び伊具郡丸森町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

## 第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、本業務に対し十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

## 第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(照査技術者)

## 第1-6条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士

以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 作業着手の段階
- 2) 一筆調書の更新、三条資格者名簿の更新完了段階
- 3) 三条資格者の相続調査中間とりまとめ段階
- 4) 経済効果算定の完了段階
- 5) 報告書原稿作成段階
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

本業務における照査は、「設計業務照査の手引き書（案）」（以下「照査手引書」という。）に準じて実施するものとする。

なお、照査項目については、監督職員の承諾を得るものとする。

また、本業務による照査は、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－7条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1－9条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(作業基本条件)

### 第2-1条

本業務の作業対象となる「角田丸森地区」の概要は以下のとおりである。

(1) 受益面積

3,222ha (水田: 2,451ha、畑: 771ha)

(2) 前歴事業等

国営かんがい排水事業「角田地区」(昭和59年度～平成7年度)

国営施設応急対策事業「角田地区」(令和元年度～令和10年度(予定))

(3) 整備構想

排水機場(新設・改修) 4箇所

排水機場(廃止) 3箇所

排水路等(新設) 1条

排水路等(県営) 4条

(参考図書)

### 第2-2条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木協議会	平成5年3月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業研究会	平成15年8月
3	[改訂版]新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成27年9月

(貸与資料等)

### 第2-3条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	備考
成果物	角田一農業水利事業誌一 (平成8年3月)	1式
	国営角田土地改良事業計画書(国営施設応急対策)	1式
	令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 角田地区対策手法検討調査業務報告書	1式
	令和4年度 国営施設応急対策事業角田地区 事業推進検討業務報告書	1式
	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域経済効果算定その他業務報告書	1式
	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区受益面積概定及び経済効果算定その他業務	1式

	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区江尻排水機場他基本設計その他業務	1式
	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務	1式
	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区堀切排水機場基本設計その他業務	1式
その他	その他監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書及び貸与資料等の取扱い)

#### 第2-4条

第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

#### 第2-5条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者との連携を密にして、互いに協調の図られた整理をしなければならない。

番号	業務名	実施期間
1	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区河川協議基礎資料作成その他業務 (仮称)	令和8年6月 ～令和9年3月(予定)
2	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区排水解析検討その他業務(仮称)	令和8年6月 ～令和9年3月(予定)

## 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

#### 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

また、詳細は別紙1作業項目内訳表に示すとおりである。

作業項目表

(設計業務)

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 受益面積精査	1式	
3. 経済効果算定	1式	
4. 照査	1式	
5. 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

### 第3-2条

作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡をとり円滑に進めるものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 貸与資料等の扱いについて、個人情報を含むものがあることから、共通仕様書第1-35条に基づき、適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- (5) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (6) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

(業務の成果品質確保対策)

### 第3-3条

契約後業務着手時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省Webサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

#### (1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

① 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 業務条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

② 会議の開催(事務所側の出席者等)については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ契約変更する。

#### (2) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

(3) 業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについて、打合せ場所は東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所とし、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（一筆調書の更新、三条資格者名簿の更新完了段階）

第3回 中間打合せ（三条資格者の相続調査中間とりまとめ段階）

第4回 中間打合せ（経済効果算定の完了段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、本業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする処置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じ（A4版）で可）

なお、前記で黒塗り等の処置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合

(2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

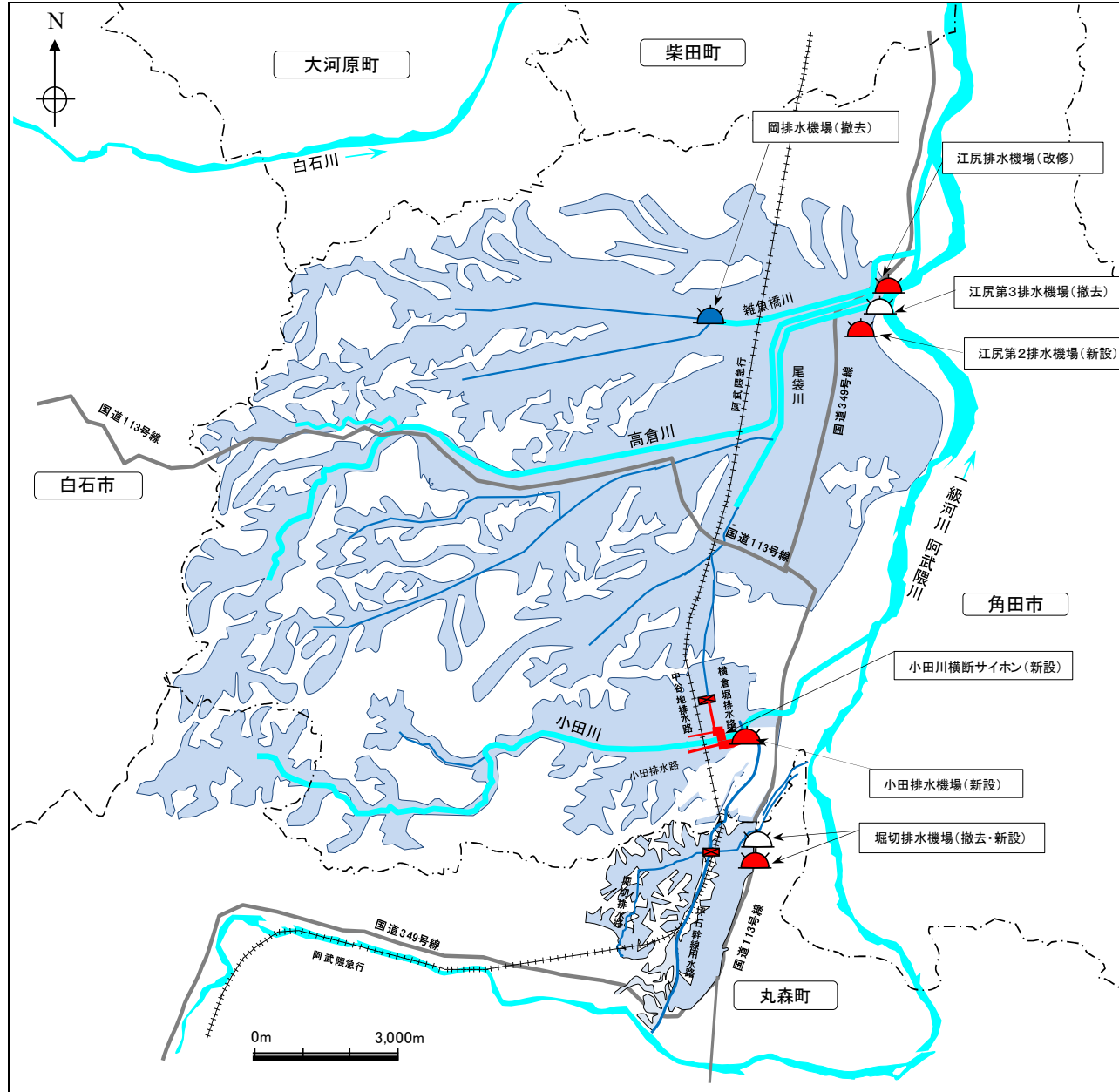
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



位置図	
受益面積 (ha) (R6時点)	
用水改良	—
排水改良	3,222
計	3,222
凡例	
	受益地(排水)
	排水機場(新設・改修)国営
	排水機場(既設)国営
	排水機場(既設)県営等
	排水路(新設・改修)国営
	排水路(新設・改修)県営
	排水門(新設)県営
	河川
	普通河川・排水路等

別紙1 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業	本業務における貸与資料の内容を把握・整理し、作業計画を樹立する。	○
2. 受益面積精査		
(1) 一筆調書の更新	<p>過年度業務にて整理した一筆調書について、発注者が貸与する土地改良区土地原簿、関係市町農業委員会農地台帳、法務局土地登記簿（いずれもR8. 4. 1時点版）の情報で更新を行う。</p> <p>分筆・合筆により修正された公図を基にGISデータの修正を行う。分筆・合筆によるGISデータの修正は、農地情報の筆数約33,000筆のうち150筆程度を想定している。</p>	○
(2) 三条資格者名簿の更新	<p>上記（1）を踏まえ、過年度業務にて整理した三条資格者名簿の更新を行う。</p> <p>三条資格者は、関係市町農業委員会農地台帳において、権利設定があれば耕作者、権利設定がない場合は法務局土地登記簿の所有者とする。</p> <p>また、同姓同名の区別、共有地の内訳整理を行う。</p> <p>なお、更新する三条資格者数は、受益者3,600名程度を想定している。</p>	○
(3) 三条資格者の相続調査	<p>上記（2）を踏まえ、三条資格者の相続調査を行う。</p> <p>相続調査に係る戸籍簿等の申請手続きに必要な情報整理については、受注者が行い、相続調査結果を三条資格者名簿に反映させる。</p> <p>なお、三条資格者の相続調査数は、受益者3,600名程度のうち角田市及び丸森町に住所がある約100名程度を想定している。</p> <p>相続調査における遡及範囲は、2親等以内とする。</p> <p>また、地区外に住所がある三条資格者については、リスト化を行い、法務局土地原簿及び関係市町農業委員会農地台帳情報の整理を行う。</p> <p>地区外の三条資格者のリスト化を踏まえ、追加の存命確認及び相続調査を行い、調査結果の整理を行う。なお、追加の存命確認及び相続調査対象者数は、200名程度を想定している。</p>	○
(4) 同意省略要件の検討	<p>同意省略要件（事業目的、土地改良区申請、管理事業計画との同一性、組合員負担金の相当性要件）の検討を行う。</p> <p>なお、各要件検討に係る説明資料について作成する。</p>	○
3. 経済効果算定		
(1) 経済効果算定	<p>本事業の総費用算定対象施設について、支出済み換算係数等の各種諸元の時点更新を行う。</p> <p>総費用算定対象施設について、関連業務と連携を図り、当初造成時の事業費、当該事業費、関連事業費、再整備費等を考慮した上で、評価期間における総費用の更新を行う。</p> <p>過年度に算定した経済効果算定資料を基に、作物単収・単価、労働単価、維持管理費実績等の各種諸元の時点更新を行い、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、</p>	○

	災害防止効果及び国産農産物安定供給効果を含む総便益の更新を行い、経済効果の算定を行う。	
(2) 経済効果総括	上記3.(1)の項目で算定した経済効果算定結果を基に、過年度業務にて整理した効果説明資料の更新を行う。	○
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
5. 点検とりまとめ	各作業項目の成果品の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○